

### 【後期第3問】

A 倶楽部及び B クラブは、ゴルフ場利用細則または約款で暴力団関係者の施設利用を拒絶する旨規定し、クラブハウス出入口に「暴力団関係者の立ち入りプレーはお断りします」などと記載された立て看板を設置するなどして、暴力団関係者による施設利用を拒絶する意向を示していた。しかし、それ以上に利用客に対して暴力団関係者でないことを確認する措置は講じていなかった。また、同様の立て看板等を設置している他のゴルフ場において、暴力団関係者の施設利用を黙認する例が多数あり、甲らも同様の経験をしていた。

令和2年9月4日、甲(暴力団員)はA倶楽部のフロントで「ビジター受付表」に氏名、住所、電話番号等を偽りなく記入し、施設利用を申し込んだ。受付表に暴力団関係者であるか否かを確認する欄はなく、その他暴力団関係者でないことを誓約させる措置は講じられていなかった。また、従業員が甲に対し暴力団関係者でないかを確認したり、甲が自ら暴力団関係者でない旨の虚偽の供述をするといったこともなかった。

Bクラブでは暴力団員及びその交友関係者の入会を認めておらず、利用約款でも、暴力団員の入場及び施設利用を禁止していた。同年9月17日、弁護士である乙は入会審査申請の際「暴力団または暴力団員との交友関係がありますか」というアンケートに「ない」と回答し、「私は、暴力団等とは一切関係ありません。また、暴力団関係者等を同伴・紹介して貴クラブに迷惑をかけるようなことはいたしません。」と書かれた誓約書に署名押印して提出し、会員となった。

そして同年10月6日、会員となった乙はBクラブに電話で予約をし、組み合わせ人数を調整するため、甲らを誘った。そして、乙は事前予約の際にBクラブで用意していた「予約承り書」の「組み合わせ表」欄に氏名を交錯させるなどして乱雑に書き込んだ上、従業員に「ご署名簿」への代筆を依頼するといった異例な方法を取り、同伴者に暴力団関係者はいない旨を従業員に信じさせて施設利用を許諾させた。なお、乙は申込みの際、同クラブの従業員から改めて同伴者に暴力団関係者がいないか確認されず、自ら同伴者に暴力団関係者はいない旨虚偽の申告もしなかった。

他方、乙に誘われた甲は妻と共に同クラブに到着後フロントによらず、直接練習場に向かって練習を始め、乙に施設利用の申し込みを任せ、その利用料金等は乙がクレジットカードで清算した。

暴力団員甲、弁護士乙のそれぞれの罪責について検討せよ。なお、その際、参考判例の2項詐欺罪の成否について、意識しながら検討せよ。

参考判例：最高裁平成26年3月28日第二小法廷判決  
最高裁平成26年3月28日第二小法廷決定